

文教委員会資料③

2 所管事務の調査（報告）

- (5) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正に伴う
パブリックコメント手続について

資料1 「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部改正について

資料2 パブリックコメント手続資料

こども未来局

(令和元年8月23日)

1 条例改正の趣旨と改正する条例

(1) 条例改正の趣旨

- 保育所の用に供する建築物に求められる耐火性能については、厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」で定める基準を参酌し、条例により規制している。
- 幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、内閣府令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」に従い、条例により規制している。
- 令和元年 7 月 31 日付けで、府省令における保育所、幼保連携型認定こども園に求められる耐火性能についての規定が一部改正され、同日施行されたため、それぞれの改正を踏まえ、本市で定める条例についても所要の改正を行う。

(2) 改正する条例

- ・ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）
- ・ 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年川崎市条例第 34 号）

2 府令及び省令改正の契機

(1) 耐火性能に関する現行の基準

- 保育所及び幼保連携型認定こども園の用に供する建築物に求められる耐火性能については、建築基準法における病院、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設等の特殊建築物に対する共通の基準に加え、府省令において上乗せ基準を設けている。

【建築基準法と府省令の耐火性能比較表】

区分	建築基準法	保育所	幼保連携型認定こども園
3階建て以上の建築物	耐火建築物	建築基準法の規制のとおり	
2階建ての建築物	2階の床面積が300㎡以上の場合に限り、耐火建築物又は準耐火建築物	床面積にかかわらず、耐火建築物又は準耐火建築物	床面積にかかわらず、耐火建築物（幼稚園の基準と同様）

上乗せ基準

(2) 建築基準法の改正

- 建築基準法の改正（令和元年 6 月 25 日施行）により、耐火建築物としなければならない特殊建築物から、3階建てで延べ面積が 200㎡未満のものは除かれたため、建築基準法による規制上、耐火建築物であることが求められなくなった。

3 条例改正の考え方

(1) 府省令の改正について

- 建築基準法を所管する国土交通省としては、同法はあくまでも最低基準であり、個別の施設の耐火性能に関する上乗せ基準の在り方については、各所管府省が判断すべきという見解である。
- 保育所及び幼保連携型認定こども園を所管する内閣府、文部科学省、厚生労働省においては、小学校就学前の子どもの安全を確保する観点から、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とする現行の規定を当面、維持するため、設備基準について、府省令の改正を行ったものである。

(改正された府省令)

- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）

(改正内容)

保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物であることを規定する。

(2) 府省令と本市条例との関係及び本市における条例改正の考え方

- 保育所の耐火性能等を規定する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 32 条第 8 号（保育室等を設ける建物についての内容）は「参酌すべき基準」であることから、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができるかとされている。
- しかしながら、保育所の耐火性能に関する規制については、省令と異なる内容を定める必要がないものと考え、省令と同様に条例を改正する。
- また、幼保連携型認定こども園の耐火性能については、現行と同等の耐火性能に関する基準を維持するため、保育室等を 3 階以上に設ける場合の保育所における耐火性能に関する要件に適合するよう、府令に従い改正する。

※ 現状、本市の保育所及び幼保連携型認定こども園について、整備予定の建築物を含め 3 階建てで延べ面積が 200㎡未満の施設はない。

4 改正に向けたスケジュール

- 令和元年 8 月 23 日（金） パブリックコメント手続の実施報告
- 令和元年 9 月 17 日（火）～10 月 16 日（水） パブリックコメント手続の実施
- 令和元年 11 月 パブリックコメント手続の結果公表
令和元年第 5 回市議会定例会に議案を上程（予定）



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

資料 2

「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等の一部改正について

— 市民の皆様から意見を募集します —

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」及び「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令」が令和元年7月31日に公布され、同日に施行されたことに伴い、本市で制定している「川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」及び「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」について一部を改正しますので、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 意見の募集期間

令和元年9月17日（火）から10月16日（水）まで

※郵送の場合：10月16日（水）当日必着

※持参の場合：10月16日（水）17時15分まで

2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所市政資料コーナー

(3) こども未来局子育て推進部保育所整備課、各区役所児童家庭課、各地区健康福祉ステーション（児童家庭サービス担当）

※ この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

3 意見の提出方法

御意見は電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAXのいずれかでお寄せください。

- ◆ 電子メールは、インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページの案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- ◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
- ◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載いただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。

4 意見募集結果の公表時期

令和元年11月中（予定）

5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局子育て推進部保育所整備課（保育所関係）

電話044-200-2665 FAX044-200-3933

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当（幼保連携型認定こども園関係）

電話044-200-3179 FAX044-200-3533